

特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、山梨県県土整備部発行の建設工事必携(平成26年4月発行)(以下「必携」という。)という特記仕様書で、公益財団法人山梨県環境整備事業団(以下「事業団」という。)が発注する山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事(以下「本工事」という。)に適用する。

2. 本工事の実施に当たり、特記仕様書に明記なき事項等については、工事請負契約書、設計図書及び工事打合簿によるものとする。
3. 本工事は、循環型社会形成推進交付金の対象工事であり、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」の適用を受けるものとする。

(施工条件)

第2条 施工条件等は設計図書によるが、現地状況によりこれにより難い場合は、別途監督員と協議するものとする。

(事前協議)

第3条 着工前には、監督員・請負者は必要に応じ、他工事の請負者と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うこととする。また、連絡協議会等により工程、安全管理等について、定期的に協議を行うものとする。なお、他工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等(時間的制約を含む)を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(関連住民に対する情報連絡)

第4条 請負者は、工事施工に当たり、あらかじめ周辺住民に対し、施工内容、工程等について説明するとともに、異常事態の発生が予想される場合または、発生した場合の連絡先等を周知し、工事に対する理解を得るものとする。

(施工計画書の作成及び提出)

第5条 請負者は、施工計画書を提出するにあたり、特に記載を要する事項として以下の点に留意するものとする。

- ・現場調査の結果に基づき、機械の選択、施工方法及び工程等を計画し、無理のないように十分検討するとともに、環境への配慮も怠らないこと。
- ・資材の搬入に当たっては、現場条件、工程に即した計画を立てること。

- ・作業現場の保安施設・安全施設の計画及び交通整理等を伴う場合は、道路工事交通保安施設設置基準に準拠し、各現場に対応した計画を添付すること。
また、設備・人員配置図は必ず添付すること。
- ・対象工種の出来形管理基準値(測定項目・規格値・測定基準・測定箇所等)の記載及び品質管理基準・規格値、試験基準の記載をすること。

(工事測量)

第6条 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、測量結果については監督員に提出するものとする。また、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(工事発注後の技術検討会)

第7条 本工事は、工事発注後の技術検討会(以下「検討会」という。)の対象工事である。請負者は、工事に際し開催される検討会に事業団及び設計コンサルタント会社とともに参加し、工事の円滑な進捗に努めることとする。なお、開催時期は施工計画書の原案が作成され、工事測量が終了した時点で調整を図るものとし、原則1回とする。

2. 検討会には、詳細設計を担当した技術者として主任技師及び技術師(A)をそれぞれ0.5人/回見込んでおり、その金額は57,360円である。また、検討会に参加する設計者の旅費交通費は13,360円である。
3. 請負者は設計者に対し、検討会終了後、上記2.の人件費及び旅費交通費を速やかに支払うこととし、出席費用の支払いの履行確認のため、請負者は設計者に対し領収書等の提出を求め、その写しを監督員に提出するものとする。

(準備工事)

第8条 準備工事のうち、伐採工事は本工事とは別に事業団が発注しているが、除根作業は本工事の請負者が土工と一緒に実施し、その処分については焼却処分とはせず、チップ化し、有効利用を図ることとする。

2. 準備工事では、蟹沢川付替え工事で使用する工事用道路の仮設橋の設置が含まれている。準備工事は平成27年3月末で完成となるため、平成27年4月から平成28年3月末まで(蟹沢川付替え工事完成工期)の仮橋部材リース料及び撤去・返却費を本工事に計上している。よって、本工事の請負者は、準備工事施工業者からリース契約を継承し、リース料の支払いを行うものとする。

(工事中仮設)

第 9 条 請負者は、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造について十分検討を行い、請負者の責任において決定し、施工するものとする。なお、河川法、道路法、道路交通法、建設業法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法、建築基準法、その他関係諸法令、諸官庁の通達及び工事施工に関する協定事項を遵守し、諸官庁所への届出及び許可等の手続きは速やかに行い、監督員に報告するものとする。なお、現場条件に変化があった場合を除き、仮設工の変更は行わないものとする。

(地盤の確認及び地盤改良に係る試験)

第 10 条 防災調整池、浸出水調整池、埋立地貯留堰堤及び埋立地底面部（地盤改良しない箇所も含む）については、設計図書による位置（支持層）まで掘削した時点で、請負者が N 値 30 以上を確認するものとする。

2. 置換改良を行うに当たり、置換材は現地発生材を想定している。地質調査の結果から当初はセメント安定処理を計画しているが、できる限り良質な砂礫を優先的に確保し、利用するよう努めるものとする。この場合、セメント安定処理の一部または全部を減工とする。セメント安定処理を実施する場合には、発生材から試料採取し、配合試験を行い、改良材使用量を決定するものとする。また、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、六価クロム溶出試験も実施するものとする。
3. 置換後の地盤は、平板載荷試験により地盤支持力が 300kN/m² を満足することを請負者が確認するものとする。
4. 埋立地貯留堰堤については、上記の平板載荷試験に加えて、請負者が $\phi 40^\circ$ 以上又は同等の強度であることを確認し、安定計算により安全性を確認するものとする。
5. 上記 1~4 の試験の経費は技術経費に含まれるものとする。また、試験頻度及び位置等は既存資料、技術基準、指針などを元に請負者の技術者からの提案を監督員と協議し、決定するものとする。

(建設発生土)

第 11 条 本工事に係る建設発生土は流用とし、残土として発生させないことを基本とする。
なお、発生土については、事業団が別途指定する場所に搬出し、最終処分場内の流用盛土、埋戻、置換材及び覆土として利用する。

(環境への配慮)

第 12 条 請負者は、別途実施された環境影響評価を遵守するものとする。

2. 現場付近はオオタカの生息地であり、事業団が別途発注するモニタリングの調査

結果及びオオタカ保護連絡協議会において、工事の一時中止を指示することも想定される。その場合においても、工期内の完成を目標として、工程管理に努めるものとする。

3. 本工事の施工エリアは広範囲であり、自然保護エリアなど造成及び工作物を施工しない箇所へ濫りに侵入しないなど自然環境へ配慮するものとする。

(工事中の安全確保)

第 13 条 本工事の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準等を基に交通誘導員及び保安施設を配置するものとする。なお、交通誘導員については、発生土砂の搬出・搬入時を想定して、下記のとおりとする。

- 1)発生土仮置場 A (約 170,00m³)
 - ・ 交通誘導の時間帯：昼間勤務 (交代要員無し)
 - ・ 配置人数 : 6 人
- 2)発生土仮置場 B (約 10,000m³)
 - ・ 交通誘導の時間帯：昼間勤務 (交代要員無し)
 - ・ 配置人数 : 2 人

条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、条件に変更が生じなければ、積算上の交通誘導員総人数と実績人数が一致しない場合においても設計変更の対象とはしない。

(段階確認)

第 14 条 段階確認にあたり、請負者は必携によるほか、下記によるものとする。

1)段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

2)社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認をすること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3)段階確認時の注意事項

段階確認においては、確認部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。

4)その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できるものとする。

(工事現場区域の危険防止)

第 15 条 工事現場区域は、バリケード、ロープ等による安全施設を設置するとともに工事関係者以外の者の立入りを厳禁すること。また、工事中の騒音は極力防止するような適切な対策を講ずるものとする。

(工事現場管理)

第 16 条 請負者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ・積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ・さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ・過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- ・取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ・建設発生土の搬出・搬入及び骨材の購入等にあたって、下請負事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ・以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

(下請施工体系図の作成及び提出)

第 17 条 「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。

(排出ガス対策型建設機械について)

第 18 条 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(H3.10.8 付建設省径機発第 249 号最終改正 H9.10.3 付建設省径機発第 126 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」また、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(黒煙浄化装置付)を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。また、排出ガス

対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機種	備考
一般工事中建設機械 バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザ、発動発電機(可搬式)、空気圧縮機(可搬式)、油圧ユニット(以下に示す基礎工事中建設機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 272kw 以下)を搭載した建設機械に限る。

(低騒音型建設機械の使用)

第 19 条 本工事中において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号 最終改定 H12.12.22 建設省告示第 2438 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

(再生資材及び建設廃棄物の適正処理及び県内中間処理施設での優先処理)

第 20 条 請負者は、山梨県県土整備部が定める「再生資材利用基準」(平成 21 年 2 月)に基づき、再生資材を利用するものとする。

2. 本工事中により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し、適正に処分すること。なお、本工事中から排出される廃棄物は、自県内処理が好ましいため、県内の再生資源化施設で処分することに努めるものとする。

- 3 舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

(建設リサイクル法対象工事の届出に係わる事項の説明等)

第 21 条 本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、請負者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に説明を行うこととする。

(再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出)

第 22 条 本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「平成 24 年度 建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS(V14)」により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1 部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1 部(紙)を完成書類に添付し、また電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。

※「平成 24 年度 建設リサイクルデータ入力システム-CREDAS(V14)」は下記の方法により入手すること

- ・国土交通省ホームページからダウンロード

URL

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/download.htm>

この特記事項は、「土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1-1-18 建設副産物 第 5 項及び第 6 項」、「建設副産物処理基準 [5]再生資源利用促進(計画・実施)書の提出」、及び「再生資源利用基準 [7]再生資源利用(計画・実施)書の提出」に代わるものとする。

(高度技術及び創意工夫)

第 23 条 請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までまでに所定の様式により提出することができる。

(その他)

第 24 条 請負者は、工事請負契約書及び設計図書を熟読、理解し、手続、提出書類が手戻

りのないようにするものとする。また、現場で施工するにあたり、方法、材料等で創意工夫があれば、積極的に提案するとともに、疑問点が生じた場合も提案・代替案等を監督員に報告し、よりよい現場となるよう努めるものとする。その他、本特記仕様書により難しい場合は、監督員と工事打合簿により協議するものとする。